

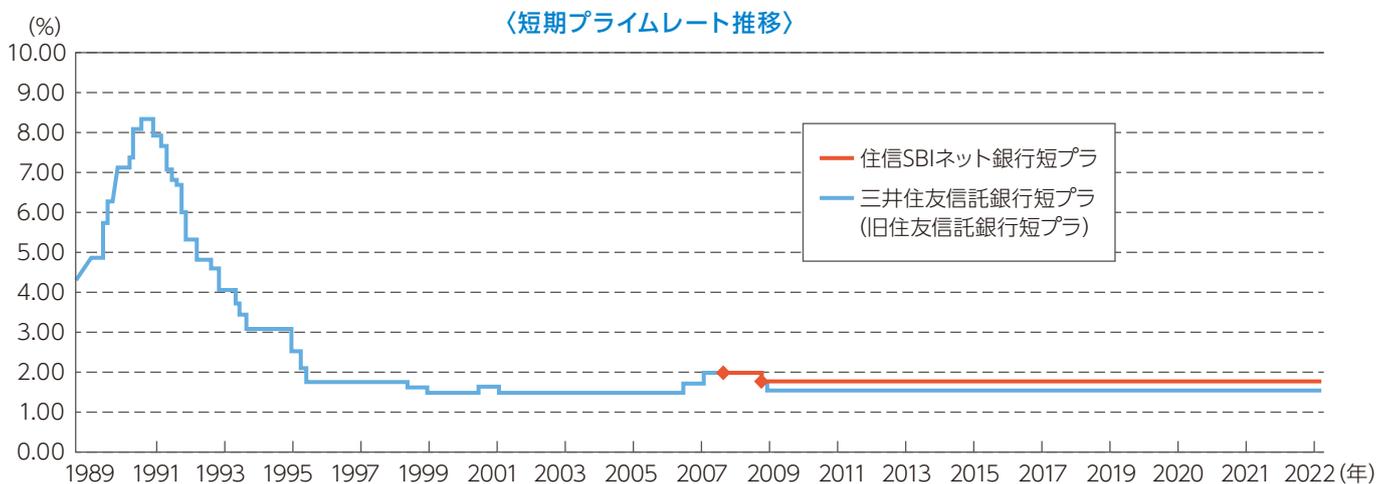
変動金利の仕組み

Q 変動金利はどのような仕組みですか？

A ご返済期間中の借入利率は一定の指標により見直されます。金利情勢等によっては、お客さまの借入利率が上昇し、ご返済の負担が増加するリスクがあります。

変動金利とは

- 借入利率は、金利引下げがない場合は、当社の基準金利によりますが、変動金利の基準金利は、当社の短期プライムレート（以下「短プラ」という）の変動に連動し、その変動幅と同じ利率幅で変動します。
- 短プラは、当社が短期金融市場から調達する金利に調達コスト、事務コスト、運用コストおよび一定の収益等を勘案して決定します。
- 短プラは、WEBサイト・アプリ等の「金利のご案内」に表示します。



※2007年9月の当社開業以前は、三井住友信託銀行の短プラ (旧住友信託銀行の短プラ) を参考表示。

借入利率の変更について

- 当初借入利率は、ローン実行日現在の金利となり、以後、借入利率は、年2回、毎年4月1日および10月1日を基準日として変更を行います。
- 前回基準日 (基準日が4月1日の場合は前年の10月1日、基準日が10月1日の場合は当年の4月1日) と今回基準日 (4月1日または10月1日) の短プラを比較して、その利率差 (変動幅) と同幅で、適用中の借入利率を上げまたは下げの方法により変更します。
- 新しい借入利率は、利率変更基準日が4月1日の場合は7月約定返済分から、10月1日の場合は、翌年1月約定返済分から新しい借入利率で計算された利息での返済となります。

未払利息

- 元利均等返済において、当初お借入時の返済額や、返済額変更時に定められた返済額は、次の返済額変更時まで変更しませんので、次の返済額変更時までの間に借入利率が著しく引上げられた場合には、「新しい借入利率で計算された利息額>毎回の元金返済額」となる場合があります。この場合、新しい借入利率で算出された利息額と元金返済額の差額が「未払利息」となります。
- 未払利息が発生すると、予定された（返済予定表上の）元金の返済が行われただけでなく、未払利息相当額が返済不足となり、以後発生した毎回の未払利息が次回の返済に繰り延べられます。なお、未払利息は、元利均等返済の場合にのみ発生するもので、元金均等返済の場合には発生しません。
- 未払利息の発生期間中、毎回の返済は、①未払利息②その回の約定返済利息③元金の順に充当されます。
- 未払利息発生中に返済額変更時期が到来した場合は、新しい借入利率、残存元金、残存借入期間および未払利息に基づいて、新しい返済額を算出します。この場合、未払利息は残存元金とみなして計算しますが、残存元金に繰り入れするわけではありません。未払利息にさらに利息が付くことはなく、元金に加えず別々に管理します。
- 借入利率が高水準で推移した場合、最終返済期日が到来しても返済が完了せず、元金および未払利息債務が残ることも想定されますが、5年ごとに返済額が変更されますので、その可能性は少ないと考えられます。ただし、最終の返済額変更後に借入利率が著しく引上げられたような場合には、最終返済期日にしわ寄せが生じる場合があります。
- 未払利息は、未払利息のみを一括返済することも可能です。未払利息を一括返済する場合には、当社カスタマーセンターにその旨をお申出ください。なお、返済手数料は無料です。

